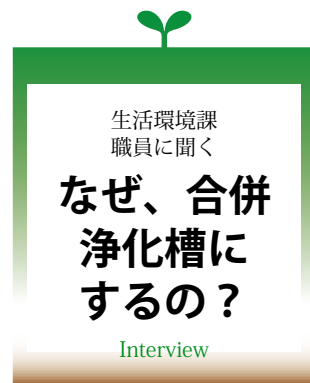


きれいな水を守るためです。

家庭から出た生活排水は、川や海を通じて自然界に戻るため、水なるべくきれいにしてから放流する必要があります。垂水市の排水処理施設への接続率は58%（平成28年度）となっており、県や国の平均よりかなり低い状況です。処理施設は各家庭の合併浄化槽や潮彩町、牛根境地区の排水処理施設です。単独浄化槽や汲取り槽は、し尿は処理されますが、台所やお風呂、洗濯等の生活雑排水は汚れたま

きれいな水を守るためです。



生活環境課／施設管理係
新屋 光浩 課長補佐

ま川や海へ流されていることになり。切り替えには工が必要でお金もかかりますが、きれいな川や海、未来の自然環境を守るためにも、補助金を利用して合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。

浄化槽法定検査

浄化槽が正しく機能しているかを確認する検査が義務付けられています。

● 検査について

- ①検査者（知事指定の検査機関）
鹿児島県環境保全協会
- ②通知した検査日にお伺いし、機能検査と水質検査を行います。
- ③検査料（5人槽～10人槽）
単独槽 4,000円、合併槽 6,000円

私が検査に伺います！



鹿児島県環境保全協会
本村 幸成 主査

浄化槽は、微生物の働きにより汚れを浄化する施設です。強い酸やアルカリの洗剤はなるべく使用しないようにしましょう。

- 9万円以上乗せ
- ①単独処理浄化槽を撤去し、小型合併処理浄化槽へ転換
- ②汲取り便槽から小型合併処理浄化槽へ転換
- 5万円以上乗せ
- 工事を市内業者が行う場合

補助金を活用しよう

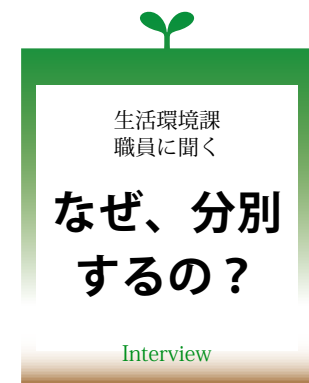
補助額	5人槽	7人槽	10人槽
小型合併処理浄化槽補助金	33万2千円	41万4千円	54万8千円

未来に残そう美しいまち

垂水市は、海・山・川の自然環境に恵まれた地です。この自然の恩恵を受け、私たちの暮らしが成り立ちます。ごみの分別などの身近なことが私たちのまちの環境を守ります。この美しいまち垂水市を後世に引き継ぐためにも、日々の暮らしの中で、環境について考えてみてはいかがでしょうか。

分別は身近な環境保全への取組だからです。

垂水市では27種類のごみの分別をお願いしており、面倒だと思われるかもしれませんが、これにより、ごみの排出量の減量化、ごみの資源化率の向上が図られています。ごみの分別により、いままで可燃ごみだったものが、資源ごみになり、可燃ごみの量が減ります。その結果、焼却するごみが減り、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の減少にも繋がります。また現在、垂水市の可燃ごみは、肝属地区2市4町で運営する肝



生活環境課／環境衛生係
村下 浩和 副主幹

属地区清掃センターで焼却されており、その運営費は各市町の負担金でまかなわれています。負担金は、各市町からのごみの搬入量で決まっていますので、分別をしつかり行い、ごみを減らすことができれば、費用負担も軽減されます。垂水市のごみの資源化率は50%（平成29年度）で、高い水準を保っています。しかし垂水市では、当面の目標として資源化率55%を掲げており、更に環境に優しいまちを目指しています。ごみ分別は最も身近な環境保全への取組です。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎生活環境課 ☎ 32-1297

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止！ ストップ！野外焼却（野焼き）

● 野外焼却による影響

- ・火災の発生の危険性。
- ・ダイオキシン類などの有害物質の発生。
- ・洗濯物への煙の臭い移りなどによる住民トラブルなど。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止！ ダメ！ゼッタイ！不法投棄

● 不法投棄による影響

- ・美しい自然や地域の景観をこわす。
- ・有害物質による土壌や地下水の汚染。
- ・悪臭の原因など。

生活環境課よりお知らせです！

ポイ捨てを禁ず！

市内の道路や空き地等に空き缶、タバコの吸殻のポイ捨て、飼い犬の糞の放置が散見されることからまちの景観を守るため、「垂水市ポイ捨て等防止条例」を制定いたしました。

● 条例名 垂水市ポイ捨て等防止条例

● 施行日 平成30年7月1日

● 条例の主な禁止事項

- ①空き缶、たばこの吸殻等を公共の場所等に捨てること。
- ②飼い犬等の動物のふんを公共の場所等に放置すること。

※禁止事項に違反すると罰則（過料）の対象となることがあります。

違反者への指導等の環境美化活動の普及啓発を行う環境美化推進員を募集します！
詳細は、34ページへ！